

令和7年度

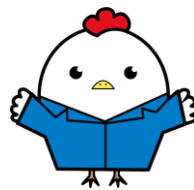
国分寺市 国保のしおり



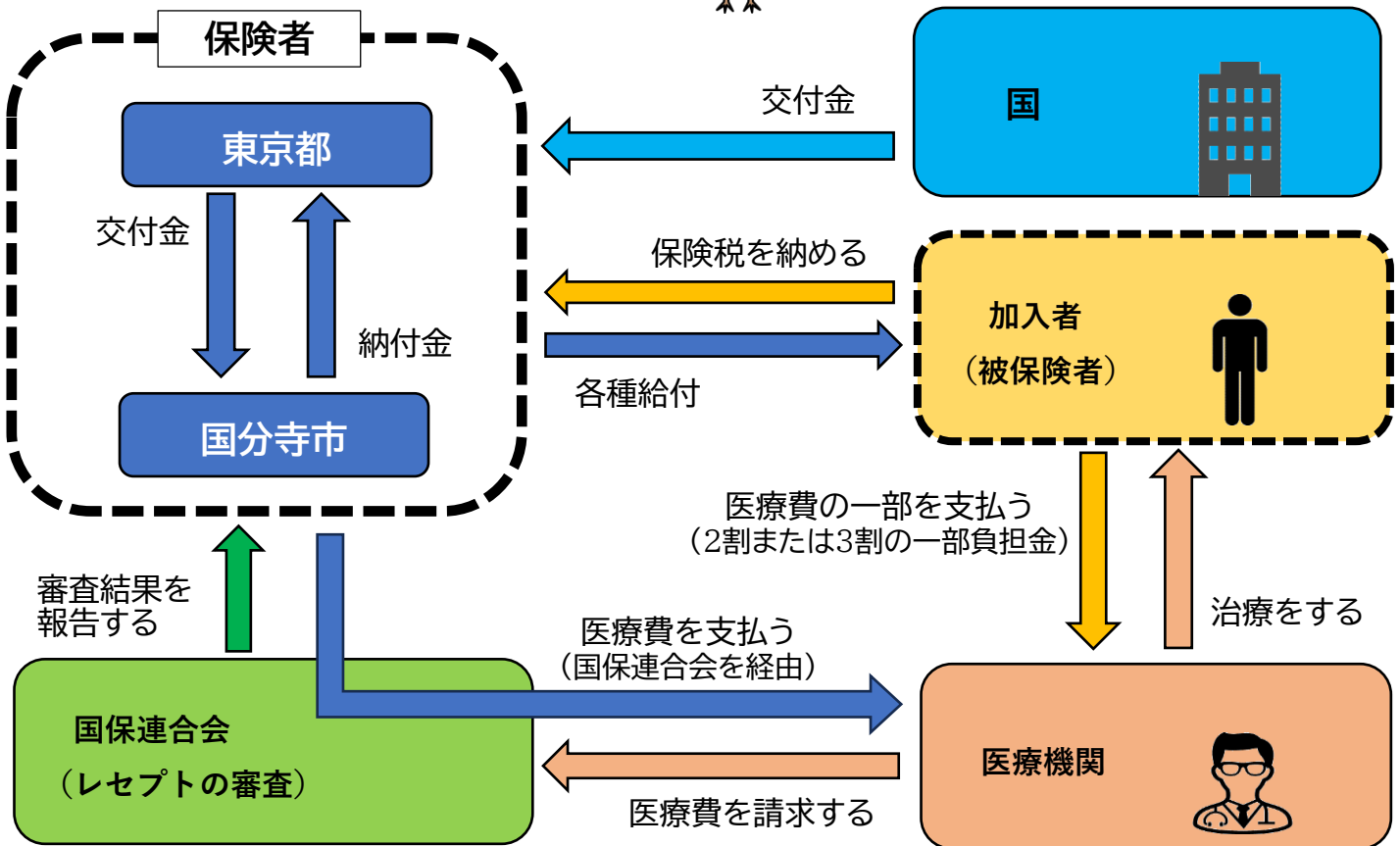
国保（国民健康保険）は社会保障制度の一つで、市区町村（国分寺市）と都道府県（東京都）が保険者として運営する「医療保険制度」です。

皆さんが病気やけがをしたときに、安心して医療機関にかかれるように、すべての加入者（被保険者）がそれぞれの収入に応じて保険税（保険料）を出し合い、もしものときの医療費にあてる「助け合い」の制度で、保険税と国等からの交付金を財源として運営しています。

国保のしくみ



国保はこんなしくみで
運営しています



医療費が年々増加しています！

生活習慣病の増加や加入者の高齢化、医療技術の高度化などにより、国分寺市国保一人あたりの医療費は年々増加しています。医療費の増加は、皆さんが納める保険料の値上げにつながります。一人ひとりが大切に使ってください。

また、軽度な身体の不調は自分で手当する「セルフメディケーション」のため、薬局やドラッグストアで処方箋なしで買える薬（OTC医薬品）の活用もご検討ください。

国保の加入者

勤務先等の健康保険や職種ごとの保険組合、後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外は、すべて国保に加入しなければなりません。

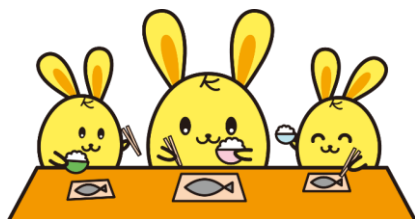
外国籍の方も同様です（ただし、在留資格と在留期間が適切な方に限ります）。

加入者（被保険者）と世帯主

国保では加入する一人ひとりが被保険者ですが、加入や脱退（やめる）の届出、保険税の納付は世帯主が行う義務があります。

そのため、資格確認書や保険税等の通知は、すべて世帯主あてに送ります。世帯主が国保加入者でない場合（擬制世帯）も同様です。

世帯の単位は住民基本台帳に基づいています。



国保に加入するとき・脱退するとき

国保への加入や脱退には届出が必要です。

事由が発生してから14日以内に保険年金課窓口、郵送、オンラインにて届出を行ってください。



こんなとき		必要なもの	 届出人の 本人確認書類 ※マイナンバー カード、 運転免許証など
加入 する とき	国分寺市に転入したとき	市民課で転入の届出をした後に 国保加入希望とお知らせください	
	職場の健康保険などの 資格がなくなったとき【㊦㊧】	健康保険資格喪失証明書等	
	職場の健康保険などの 被扶養者からはずれたとき【㊦㊧】		
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	
	子どもが産まれたとき	戸籍の届出をした後に 国保加入希望とお知らせください	
脱退 する とき	職場の健康保険などに 加入したとき【㊦㊧】	職場の資格確認書または資格情報の お知らせ（加入した方全員分）	
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書	
	海外に転出するとき	市民課で転出の届出をした後に 保険年金課までお越しください	
	75歳になるとき（届出不要）	国保から自動的に後期高齢者医療制度に加入します。 75歳の誕生日の前月に資格確認書をお送りします。	

【㊦】 郵送でお手続きが可能です。市のホームページに様式（PDF）をのせています。

【㊧】 市のホームページ（ページ番号：1034039）から届出が出来ます。

国分寺市の国保加入者が転出するとき、市内で住所が変わったとき、氏名や世帯の変更があったとき、お亡くなりになったときは、市民課で手続きを行うと、後日、保険年金課より新しい資格確認書や変更後の保険税の通知（必要な世帯のみ）をお送りします。

マイナンバーカード（マイナ保険証）・資格確認書

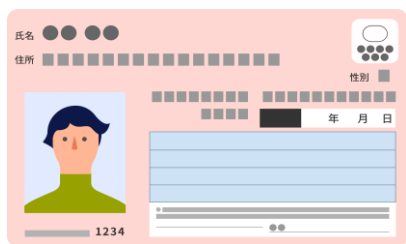
マイナンバーカード（マイナ保険証）、資格確認書は国保の加入者であるという証明書であり、医療機関等で診療を受けるときに必要です。

- マイナンバーカード（マイナ保険証）
マイナポータルや医療機関窓口等で「健康保険証」の利用登録後、保険証として利用できます。

- 資格確認書
マイナ保険証をお持ちでない方に交付しています。
マイナ保険証を持っていても、マイナ保険証での受付が困難な方にも交付しています。（代理人の方でも申請できます）



マイナ保険証を使うと、こんなメリットがあります！



データに基づいた医療が受けられます

情報提供に同意すれば、薬歴や特定健診等の情報を医師や薬剤師に共有できるので、適切な診察や薬の処方を受けられます。

また、災害時にマイナ保険証が手元になくても医療情報を共有できます。



健康保険証としてずっと使用できます

就職、転職、引越しをしても引き続き健康保険証として使用できます。

※医療保険者が変わる場合は、引き続き加入や脱退の届出が必要です。

限度額適用認定証が不要になります

医療機関・薬局の窓口で高額療養費制度（次ページ「高額な医療費への支給」参照）の限度額を超えた分の支払いが自動的に免除されます。

※医療費助成（乳・子、青、障、親）については、医療証の提示が必要です。

医療の情報が「マイナポータル」で確認できます

ご自身の診療、薬剤、特定健診等の情報がマイナポータルで確認できます。また、年間の医療費通知情報が取得できるので確定申告の医療費控除に利用できます。



国保で受けられる給付



療養（一部負担金）の給付

病気やけがをしたときは、医療機関等にマイナ保険証等を提示すると医療費の一部（2割または3割）を支払うだけで診療を受けることができます。

この窓口で負担する医療費を一部負担金といいます。

一部負担金の負担割合

義務教育就学前
2割

義務教育就学後～70歳未満
3割

70～74歳(所得に応じて)
2割または**3割**

※各種医療費助成の医療証（乳 子 青 障 親）と一緒に提示すると、それぞれに応じて一部負担金が減額または免除になります。

高額な医療費への支給

保険診療分（入院時食事代や差額ベッド代などは対象外）の医療費が高額となったときには、自己負担限度額を超えた部分が高額療養費として支給されます。

また、限度額認定証を提示すると同月内の一医療機関での窓口負担が限度額までとなります。（マイナ保険証の提示でも可）

所得区分により月ごとの自己負担限度額が決められています。70歳未満と70～74歳の方で所得区分が異なり、所得区分は住民税の申告に基づいて判断し、毎年8月が年度の切り替えとなります。

療養費の支給

マイナ保険証等を提示せず医療機関で診療を受けた場合や補装具や治療用眼鏡を作製した等でいったん全額自己負担した場合、後日、療養費として支給申請できます。

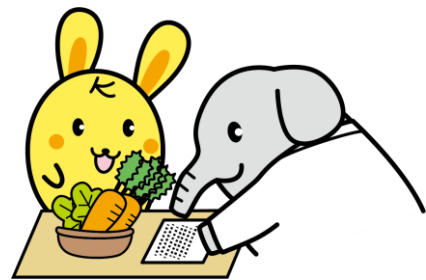
申請後、東京都国民健康保険団体連合会による審査をへて、国民健康保険分（7割または8割相当分）を支給します。

その他の支給

- 出産一時金** お子さん一人あたり50万円を支給します。原則として国民健康保険から直接医療機関に支払う「直接支払い制度」が導入されています。
- 葬 祭 費** 葬祭を行った方へ5万円を支給します。
- 移 送 費** 移動が困難な症状の方が、医師の指示により転院等で移動する際の費用が支給されます。
- 特定健康診査（特定健診）** 40歳以上の方が年度内に1回無料で受診できます。
- 人間ドック受診費用一部補助** 年度内に1回5,000円を補助します。

保険税

国保加入者の前年の世帯所得や人数に応じて決まり、国保の資格を得た月（加入月）分から納めます。



令和7年度保険税の税率（令和7年4月～令和8年3月）

区 分	内 容	医療分税率	後期高齢者 支援金分税率	介護分税率 (40歳以上65歳未満の方)
所得割額	前年の所得から計算 (令和6年中の所得)	100分の 6.40 ①	100分の 2.38 ③	100分の 2.24 ⑤
均等割額	加入者一人につき計算	30,000円 ②	14,000円 ④	16,000円 ⑥
年税額 (ただし課税限度額を超えた場合は、 課税限度額が年税額となります。)		①②の合計 (課税限度額65万円)	③④の合計 (課税限度額24万円)	⑤⑥の合計 (課税限度額17万円)

■世帯単位で加入のため、国保の加入の有無に関わらず世帯主が納税義務者となります。

■減額・減免制度

- 前年の税の申告内容に基づき、世帯の所得（擬制世帯主を含む）が一定水準以下の場合、均等割額を7割または5割または2割減額します。未就学児の均等割額を半額減額します。これらの減額は申請不要です。
- 倒産や解雇等により失業された65歳未満の方で、特定の離職理由が記載された雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知をお持ちの場合、離職時から翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100に減額して計算します。適用には申請が必要です。
- 産前産後の4か月間（多胎は6カ月間）の所得割額と均等割額を減額します。適用には申請が必要です。
- 災害等一定の事情があり前年度より経済状況が悪化し生活困窮になった場合、税額の減免を受けられる場合があります。適用には各納期限までの申請が必要です。

保険税の納め方

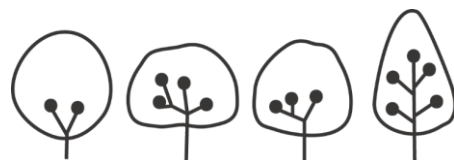
■普通徴収（納付書または口座振替による納付）

7月中旬に納税通知書をお送りし、7月～2月の8回に分けて納付いただきます。
7月以降に加入した方は翌月に納税通知書をお送りします。

■特別徴収（年金からの引き落としによる納付）

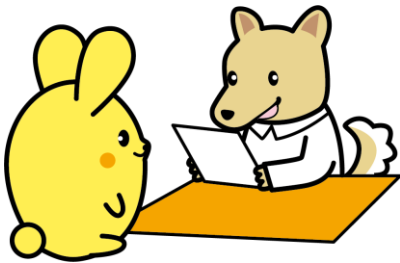
世帯の国保加入者が全員65歳以上で、一定の条件を満たす方が対象です。

※納期限までに保険税の納付がない場合は、法令に基づき督促や催告を行います。



国民健康保険の財政について

国民健康保険法第10条に基づき、国保に関する収入および支出については、特別会計を設けています。



国民健康保険税の推移

年度 (令和)	所得割額税率（％）			均等割額（円）			現年度分 収納予定額（円）	現年度分 収納額（円）	収納率 （％）
	医療分	後期高齢 者支援分	介護分	医療分	後期高齢 者支援分	介護分			
7年度	6.40	2.38	2.24	30,000	14,000	16,000	—	—	—
6年度	6.00	1.98	1.84	28,000	12,000	14,000	2,424,694,500	2,352,175,647	97.0
5年度	5.46	1.80	1.57				2,320,924,200	2,256,744,138	97.2
4年度	4.90	1.51	1.13				2,233,596,200	2,169,969,183	97.2
3年度							2,218,718,600	2,160,289,814	97.4

令和6年度の歳入（決算額）と歳出（支出済額）

歳入	保険税 ※1	都支出金	一般会計から繰入金	その他 ※2	歳入計 (円)
	2,413,261,861	6,975,296,327	1,592,506,949	298,767,678	11,279,832,815

※1 保険税 令和5年度国民健康保険税現年度収納額に滞繰分を足した金額
※2 その他の内訳（国庫支出金、繰越金、諸収入）

歳出	保険給付費	国民健康保険事業費納付金 ※3	保健事業費 ※4	その他 ※5	歳出計 (円)
	6,775,530,379	3,834,663,310	94,016,876	426,906,147	11,131,116,712

※3 国民健康保険事業費給付金 東京都が算定する事業費納付金を予算どおり執行
※4 保険事業費 特定健康診査等事業、疾病予防等
※5 その他の内訳（総務費、共同事業拠出金、公債費、諸支出金）

歳入計－歳出計＝148,716,103円

